

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議
(第5回)

日時：平成27年4月21日(火)
17:00~17:30

場所：中央合同庁舎3号館
4階幹部コーナ一会議室

議 事 次 第

1 北川国土交通副大臣挨拶

2 議 事

- (1) 東洋ゴム工業(株)製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案について
- (2) 積層ゴム支承に係る構造方法等の認定に関する実態調査の状況について
- (3) その他

2015年4月21日

報道関係各位

当社グループ製免震ゴムにおける 新たに判明した建築物に関する大臣認定不適合等の調査結果について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、3月25日付で公表しましたとおり、3月13日付で公表した製品以外にも、建築基準法で定めた国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しない免震ゴム製品を販売していた疑いが発覚し、事実関係の調査*1を行なってまいりました。

本調査の結果、以下2点の事実が新たに判明し、4月21日付で国土交通省に報告を行ないましたのでこれを速やかにお知らせいたします。

*1：今回の調査は、「3月13日公表済み55棟」以外の残りの物件「154棟（全3,673基）」を対象にしています。3月25日に当社から公表した残りの全物件数（195棟）には、異なる製品を併用する重複等があったため、これを修正いたします。

1.判明事実

① 大臣認定の性能評価基準に適合しない製品を販売していた事実

- (1) 今回調査対象とした免震ゴム製品全3,673基のうち、大臣認定の性能評価基準に適合しないにもかかわらず販売していた製品が678基あることが新たに判明しました。
- (2) また、製造時の検査データが欠損していたため性能評価基準の適合可否判断ができない製品が177基となることが判明しました。
- (3) 今回調査対象とした全3,673基のうち、上記(1)(2)以外の残り2,818基については、免震ゴム装置としての性能評価基準を満たしていることを確認しました。

※これらの製品タイプ別基数については、一覧を下段「4.調査の結果」に参考記載しています。

② 大臣認定取得の際に一部瑕疵のある申請があった疑い

今回調査対象とした免震ゴムにおける取得済み大臣認定全17件のうち、一部に、瑕疵のある申請があった疑いが判明しましたので、これを国土交通省に報告しました。今後、国土交通省の指導を仰ぐとともに引き続き調査を行ない、必要かつ適切な対処を進めていく所存です。

2.対処が必要となる建築物

当社は、上記1.-①-(1)の製品を使用する建築物は、建築基準法において違反することとなります（下記①）。このほか、製品データの欠損により、適合性が判断できない物件と併せ、新たに対処が必要となる当該建築物は全99棟となります。

- ① 大臣認定不適合が判明した建築物*2 : 90棟
- ② 大臣認定への適合性が判断できない建築物 : 9棟

*2：建築基準法適用除外の建築物が1件含まれます。

※これらの建築物の用途内訳については、一覧を下段「4.調査の結果」に参考記載しています。

3.判明事実に対する対処

当社は、上記2-①②の建築物の所有者様に、これを早急に説明するとともに、当該建築物の設計者様等、関係者様にご理解とご協力を仰ぎ、速やかに構造安全性の検証を実施してまいります。また、構造安全性の検証を踏まえたうえで、必要なものについては対象建築物の所有者様、居住者様等に速やかに連絡を取り、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進めるなど、誠意をもって今後の対処についてご相談を進めてまいります。

① 当該建築物の「満たすべき安全性」の確認

当該建築物の建設会社様、設計事務所様に対し、建築物として「満たすべき安全性^{*3}」の検証を行うべく、免震建屋構造計算条件の確認を依頼します。

*3：満たすべき安全性：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

なお、データ欠損については、同製品タイプ同サイズの製品検査履歴におけるワースト値に置き換え、これをベースに同様の確認依頼を行いません。

② 製品の交換について

今回、大臣認定の性能評価基準に不適合であることが新たに判明した製品については、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、以下の方法にて、当初の設計段階において求められていた免震性能を満たす製品へと取り換える方針でございます。

【交換の方法】

(1) 高減衰ゴム系（HRB-G35、SHRB-E6）、天然ゴム系、戸建住宅用高減衰の製品

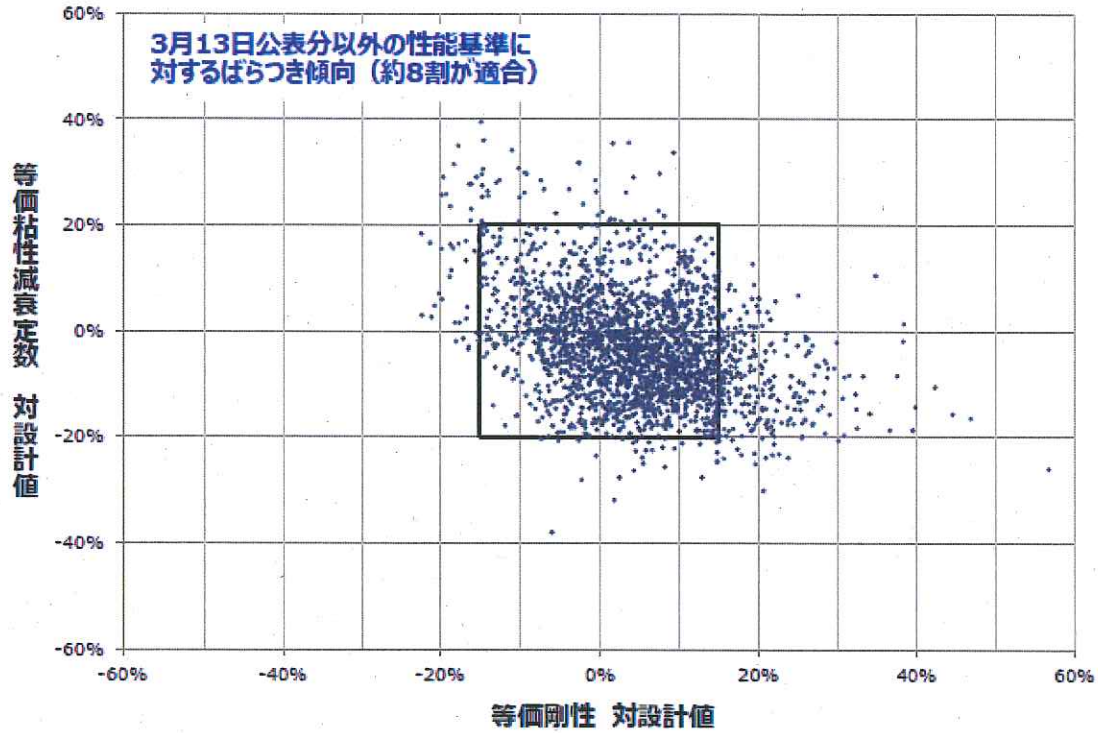
物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

(2) すべり支承の製品

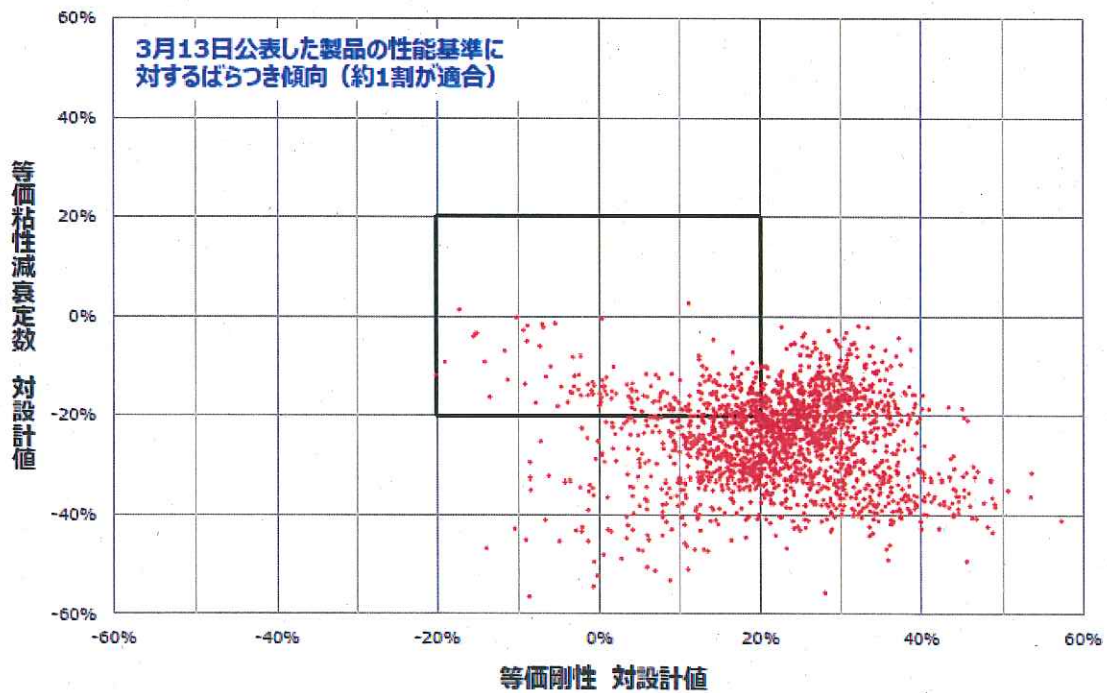
大臣認定不適合の製品全数について、求められる性能を満たす製品に交換

【ご参考：製品ばらつき傾向】

HRB-G35 免震積層ゴムの性能散布図



SHRB-E4 免震積層ゴムの性能散布図



4.調査の結果

① 調査対象建築物に納入した当社製免震ゴムの大臣認定性能評価基準への適合判定

製品名	製品タイプ	製品納入期間	全販売 製品基数	適合 製品基数	不適合 製品基数	判定不可 製品基数
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35(G0.35)	1996年4月～2015年1月	2,571	1,873	562	136
	SHRB-E6(G0.62)	2012年1月～2014年6月	28	27	1	0
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29/G0.34/ G0.39/G0.44	1998年11月～2014年2月	854	811	43	0
弾性 すべり支承	—	2001年1月～2015年1月	154	45	72	37
戸建住宅用 高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	2006年10月～2008年2月	66	62	0	4
(合計)			3,673	2,818	678	177

※「製品タイプ」欄に記載のGはせん断弾性係数を示し、単位はN/mm²
 ※せん断弾性係数とは、水平方向への変形のしやすさを表す指標

② 大臣認定不適合が判明した建築物（用途と物件数）

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	合計
共同住宅	25	49	74
病院	6	9	15
ホテル		5	5
事務所	1	5	6
私立学校		4	4
データセンター	2	3	5
個人住宅	1	3	4
工場	2	2	4
研究施設	1	2	3
庁舎	12	2	14
公会堂		1	1
公立学校		1	1
福祉センター		1	1
放送局		1	1
倉庫	4	1	5
有料老人ホーム		1	1
複合施設	1		1
合計	55	90	145

③ 大臣認定への適合性が判断できない建築物（用途と物件数）

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	合計
共同住宅		3	3
事務所		1	1
データセンター		1	1
個人住宅		2	2
庁舎		2	2
合計		9	9

5.問題の背景、および今後の対処について

- 今回の調査の結果、3月13日に公表した以外の製品においても、大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品の存在が判明しました。
- 免震ゴム製品の性能検査時に、測定した実測データに対し、技術的根拠のない補正や恣意的なデータ操作を行ない、所用の性能を有する製品として販売していた事実が認められました。
- 不正にデータ操作を行った担当者がどのような背景からこれらを行なったのか、会社として業務プロセスをどのように管理していたのか等、外部の法律事務所による追加調査を現在継続しており、この報告書を確認したうえで究明できた経緯・原因、再発防止策等をまとめ、本年5月上旬を目途に公表する予定です。

対象建築物の所有者様、居住者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様にたび重なるご心配とご迷惑をおかけすること、また同様の製品をお取扱いの業界各社様にも大変なご迷惑をおかけすることを心から深くお詫び申し上げます。

以 上

本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」
フリーダイヤル TEL.0120-880-328
※24時間受付対応、土・日・祝日含む
特設ページ http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

当社グループ製免震ゴムにおける
新たに判明した建築物に関する大臣認定不適合等の調査結果について

- 1.調査対象建築物における納入製品について
- 2.調査対象建築物における不適合製品の判明について
- 3.大臣認定不適合または適合性不明の建築物について
- 4.新たに対処が必要となる建築物の安全性確認について
- 5.新たに対処が必要となる建築物の製品交換方針・方法について
- 6.経緯・原因究明の進捗、今後の説明方針について

※今回の調査は、
3月13日公表済みの55棟以外の残りの物件である
「154棟（全3,673基）」を対象にしています。

1.調査対象建築物における納入製品について

対象154物件に対する納入免震ゴム製品

全3,673基

製品名	製品タイプ	特長	製品納入期間 (1996年～2015年)	納入 基数	製品イメージ
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35 (G0.35 N/mm ²)	剛性が低く(柔らかい)、減衰力は小さい 建築重量が軽く、免震機能の採用が 難しかった中低層建築に対応。	1996.4～2015.1 ←→	2,571	
	SHRB-E6 (G0.62 N/mm ²)	剛性が高く(硬い)、減衰力は大きい 減衰力の小さい他の商品のダンパー 的に補完(併用)など。	2012.4～2014.6 ↔	28	
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29N/mm ² G0.34N/mm ² G0.39N/mm ² G0.44N/mm ²	減衰性が低い オイルダンパーなどで減衰性能を補助。	1998.11～2014.2 ←→	854	
弾性 すべり支承	SLBシリーズ	荷重の低い箇所で使用し、フッ素樹脂 の低摩擦特性を応用することで、免震 建物の性能を効果的に向上させる。	2001.1～2015.1 ←→	154	
戸建住宅用 高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	細長い形状ながら、積層ゴム構造の 工夫により、優れた水平変形性能を 有する。	2006.10～2008.2 ↔	66	

2.調査対象建築物における不適合製品の判明について

全3,673基における大臣認定の性能評価基準への適合の確認

製品名	製品タイプ	販売製品基数	適合製品基数	不適合製品基数	判定不可製品基数
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35 (G0.35N/mm ²)	2,571	1,873	562	136
	SHRB-E6 (G0.62N/mm ²)	28	27	1	0
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29N/mm ² , G0.34N/mm ² , G0.39N/mm ² , G0.44N/mm ²	854	811	43	0
弾性 すべり支承	SLBシリーズ	154	45	72	37
戸建住宅用高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	66	62	0	4
総合計		3,673	2,818	678	177

- 性能評価基準に不適合の製品基数 : **678基**
- データ欠損による判定不可製品基数 : **177基**
- 全3,673基中**2,818基**は免震ゴム装置としての性能評価基準に適合

3.大臣認定不適合または適合性不明の建築物について

対象154物件のうち、大臣認定不適合が判明した物件および適合性不明の物件

99棟

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	
		大臣認定不適合	適合性不明
共同住宅	25	49	3
病院	6	9	
ホテル		5	
事務所	1	5	1
私立学校		4	
データセンター	2	3	1
個人住宅	1	3	2
工場	2	2	
研究施設	1	2	
庁舎	12	2	2
公会堂		1	
公立学校		1	
福祉センター		1	
放送局		1	
倉庫	4	1	
有料老人ホーム		1	
複合施設	1		
計	55	90	9

4. 新たに対処が必要となる建築物の安全性確認について

対処が必要となる建築物

- 認定不適合が判明した 90棟
- 認定適合性が判断できない 9棟

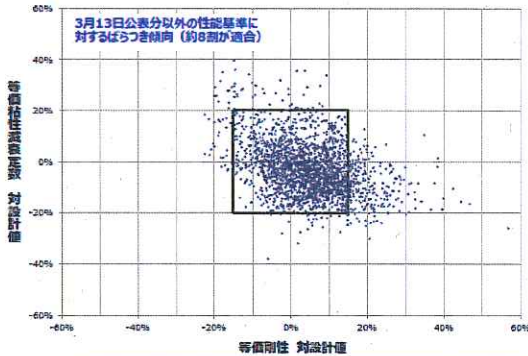
建築物の安全性確認方法

建築物の安全性を速やかに確認すべく、免震建屋構造計算条件を検証
3条件（製造ばらつき/温度依存性/経年変化）についての増減を考慮

※データ欠損がある場合
製品検査履歴におけるワースト値を適用

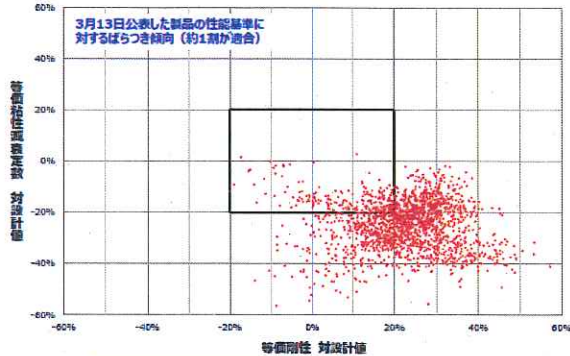
HRB-G35およびSHRB-E4における性能散布（製造ばらつき）比較

HRB-G35 免震積層ゴム の性能散布図



検査数	適合基数	適合率
2,435	1,873	76.9%

SHRB-E4 免震積層ゴム の性能散布図



検査数	適合基数	適合率
2,045	235	11.4%

5. 新たに対処が必要となる建築物の製品交換方針・方法について

交換方針、および交換方法

■ HRB-G35、SHRB-E6、天然ゴム系、戸建住宅用

- 交換にあたっては、物件ごとに設計者の構造安全上の確認を行なう

物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の 必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

■ すべり支承

- 不適合製品全数について、求められる性能を満たす正規品に交換する

経緯・原因の究明、再発防止策について

判明内容

大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品の販売
大臣認定取得の際に、一部瑕疵のある申請の疑いあり

確認事実

免震ゴム製品の「出荷前の性能検査」の際、測定した実測データに対して、
技術的根拠のない補正や恣意的な改ざん操作を行い、
所用の性能を有する製品として販売を行っていた事実が認められた。

調査報告

現在、外部の法律事務所による追加調査を継続中。
究明できた経緯や原因、再発防止策等について、**本年5月上旬を目途に公表**を予定。

平成27年4月21日
住宅局建築指導課・住宅生産課

東洋ゴム工業(株)製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案について

1. 概要

東洋ゴム工業(株)製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案の疑いについて、平成27年3月24日より報告を求めていたところ、本日、同社から国土交通省に報告がありました。この報告を受け、同社に対する指示等を行いましたので、お知らせいたします。

2. 報告内容

報告によると、当初の55棟以外について、東洋ゴム工業(株)の免震材料3,673基が、平成8年から平成27年までの間に154棟の建築物に出荷されていました。

このうち、地震の揺れを抑える所要の性能を有しない製品(具体的には、等価粘性減衰定数・等価剛性等の製品個々のばらつき又は建築物ごとの平均値のばらつきが認定で許容されていた基準値(別紙参照)を超えた製品)678基が出荷されています。この他、製造時のデータが欠損し、性能が確認できない製品が177基ありました。

この結果、90棟の建築物に所要の性能を有しない製品が納品され(このうち10棟は、製造時のデータが欠損している製品を併せて納品)、これ以外に、9棟の建築物に製造時のデータが欠損している製品が納品されています。

① 所要の性能を有しない製品が納品された棟数：90棟

- ・ 物件の所在地 : 岩手県1棟、宮城県7棟、秋田県1棟、福島県1棟、栃木県1棟、群馬県1棟、埼玉県1棟、千葉県1棟、東京都11棟、神奈川県6棟、新潟県1棟、岐阜県2棟、静岡県12棟、愛知県13棟、福井県1棟、滋賀県1棟、大阪府6棟、兵庫県5棟、岡山県1棟、香川県2棟、高知県9棟、福岡県3棟、熊本県1棟、宮崎県1棟、沖縄県1棟
- ・ 物件の用途 : 共同住宅49棟、病院9棟、ホテル5棟、事務所5棟、私立学校4棟、データセンター3棟、個人住宅3棟、工場2棟、研究施設2棟、庁舎2棟、公会堂1棟、公立学校1棟、福祉センター1棟、放送局1棟、倉庫1棟、有料老人ホーム1棟
- ・ 物件の規模 : 15階建て以上のものが22棟程度(最大で30階建て)

このうち、不特定多数の者が利用する建築物の名称、所在地等の一覧は下表のとおりです。

	名称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎 2棟	四万十町本庁東庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
	四万十町本庁西庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
公会堂 1棟	大阪市中央公会堂*	大阪府大阪市北区中之島	S他	3	1

病院 1棟	近江八幡市立総合医療センター	滋賀県近江八幡市土田町	RC	5	
福祉セン ター1棟	箱根町総合保健福祉センター さくら館	神奈川県足柄下郡箱根町 宮城野	RC	4	
放送局 1棟	NHK秋田放送会館	秋田県秋田市東通仲町	RC他	3	

※大阪市中央公会堂は、重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。

* 民間の病院8棟及び民間のホテル5棟については、所有者の同意が得られれば、公表いたします。

② ①以外に製造時のデータが欠損している製品が納品された棟数：9棟

- ・ 物件の所在地：岩手県1棟、埼玉県1棟、東京都3棟、神奈川県4棟
- ・ 物件の用途：共同住宅3棟、庁舎2棟、個人住宅2棟、事務所1棟、データセンター1棟
- ・ 物件の規模：最大で15階建て（1棟）

このうち、不特定多数の者が利用する建築物の名称、所在地等の一覧は下表のとおりです。

	名称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎2棟	盛岡中央消防署新庁舎	岩手県盛岡市盛岡駅西通	RC	6	
	厚木市庁舎	神奈川県厚木市中町	RC	5	2

3. 国土交通省における対応

(1) 東洋ゴム工業(株)に対する指示

本日、東洋ゴム工業(株)に対して、次のことを指示しました。

- ① 今回の154棟の建築物の所有者に調査結果を早急に説明するとともに、所要の性能を有しない製品又は製造時のデータが欠損している製品が納品された99棟の建築物については、当該建築物の設計者等の関係者と協力して、4月中を目標として構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ② 構造安全性の検証を踏まえ、必要なものについては免震材料の交換・改修その他必要な対策を速やかに実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告すること。
- ④ 瑕疵の疑いがある認定申請について、速やかに事実関係の調査を行い、国土交通省に報告すること。
- ⑤ 引き続き、東洋ゴム工業(株)が保有する他の大臣認定について、改めて法適合性を確認すること。

(2) 特定行政庁に対する要請

本日、関係する特定行政庁に対して、所要の性能を有しない製品又は製造時のデータが欠損している製品が納品された建築物について、東洋ゴム工業(株)からの報告を受けて、建築基準法上の不適合状況の確認、構造安全性の検証結果を踏まえた是正指導を行うよう要請しました。

(3) 建築物所有者等への対応

①東洋ゴム工業(株)の「免震ゴムお客様ご説明窓口」

電話番号：0120-880-328 (24 時間無休)

②公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口

電話番号：0570-016-100 (PHSや一部のIP電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間：10:00~17:00 (土日祝日を除く)

※住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質法)に基づく住宅性能評価を受けている共同住宅等については、当該住宅性能評価の結果に影響が生じる場合もあります。

【問い合わせ先】

○建築基準法に関すること

・制度に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 今村 敬 (内線 39-515)
企画専門官 高木 直人 (内線 39-532)
電 話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8514 (直通)
F A X：03-5253-1630

・個別物件に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹 (内線 39-564)
係 長 荒川 徹 (内線 39-525)
電 話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8513 (直通)
F A X：03-5253-1630

○住宅品質法に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 谷山 暢秀 (内線 39-453)
係 長 野尻 真伸 (内線 39-421)
電 話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8510 (直通)
F A X：03-5253-1629

別紙 認定名称、認定番号(認定取得日)及びばらつき(認定取得日)の基準値一覧

認定名称	認定番号(認定取得日)	ばらつき(認定取得日)
免震材料(東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承)	建設省阪住指発第 430 号(平成 13 年 1 月 4 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
免震材料(東洋ゴム工業製天然ゴム系積層ゴム支承)	建設省阪住指発第 469 号(平成 13 年 1 月 5 日)	剛性:製品個々±10%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0130(平成 14 年 6 月 17 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製天然ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0148(平成 14 年 11 月 7 日)	剛性:製品個々±10%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0162(平成 15 年 2 月 28 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製弾性すべり支承	MVBR-0167(平成 15 年 3 月 10 日)	摩擦係数:製品個々±50% 一次剛性:製品個々±20%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0211(平成 16 年 3 月 4 日)	剛性:製品個々±10%
免震材料(東洋ゴム工業製弾性すべり支承)	MVBR-0236(平成 16 年 8 月 16 日)	摩擦係数:製品個々±50% 一次剛性:製品個々±20%
東洋ゴム工業製戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0316(平成 16 年 8 月 17 日)	剛性:製品個々±25%、建築物ごとの平均値±15% 減衰:製品個々±25%、建築物ごとの平均値±15%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0317(平成 18 年 10 月 25 日) 取消し済み	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製天然ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0342(平成 19 年 4 月 26 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0343(平成 19 年 4 月 26 日) 取消し済み	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0398(平成 21 年 2 月 23 日)	剛性:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0404(平成 21 年 10 月 28 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0437(平成 23 年 10 月 25 日)	剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(G0.39)	MVBR-0438(平成 23 年 10 月 25 日) 取消し済み	剛性:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10%
東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(G0.62)	MVBR-0439(平成 23 年 10 月 25 日)	剛性:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10% 減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値±10%

※ 平成 12 年以前については、建築物単位で、建築基準法旧第 38 条の認定を受けて建築。

平成 27 年 4 月 21 日
住宅局建築指導課

積層ゴム支承に係る構造方法等の認定に関する実態調査の状況について

1. 実態調査の概要

国土交通省において、免震材料の認定を受けた積層ゴム支承について、建築指導課長通知「積層ゴム支承に係る構造方法等の認定に関する実態調査について」（平成 27 年 3 月 19 日付け国住指第 4852 号）により、これまでに認定を受けた東洋ゴム工業(株)以外の 26 社に対して実態調査を依頼したところ、昨日までに全社から回答を得ましたので、お知らせいたします。

2. 実態調査の内容

(1) 調査対象

積層ゴム支承に係る全ての認定（東洋ゴム工業(株)製以外の 26 社）

(2) 調査日程

平成 27 年 3 月 19 日～4 月 20 日

(3) 調査項目

本調査においては、これまでに積層ゴム支承について認定を受けた全ての者を対象に調査票を送付し、過去に性能評価に当たって提出した試験の記録の調査や担当者への聴取等を含めた調査を依頼した。調査票における調査項目は次のとおり。

- ① 認定不適合の有無
- ② 認定不正取得の有無

3. 実態調査の状況

調査依頼企業 26 社中 26 社*から回答があった。

報告内容については今後精査を行う。また、報告内容を第三者委員会に結果を諮った上で、必要に応じ追加調査等を実施する。

※ 複数の者が連名で認定を申請したものは、代表者がまとめて回答している場合がある。

※ 事業が移管されている場合には、移管先の企業がまとめて回答している場合がある。

【問い合わせ先】

○ 国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 高木 直人（内線 39-532）
電 話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）
F A X：03-5253-1630

平成27年4月21日

住宅局建築指導課

「免震材料に関する第三者委員会」(第2回)の開催について

下記のとおり、「免震材料に関する第三者委員会」(第2回)を開催いたしますので、お知らせいたします。

1. 開催日時

平成27年4月27日(月) 17時30分～

2. 開催場所

中央合同庁舎3号館 10階共用会議室

3. 取材等

- ・会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。
- ・17時20分までに中央合同庁舎3号館10階エレベーターホールにお集まりください。
- ・会議終了後速やかに、記者レクを予定しています。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 西川 (内線 39-523)

総務係長 早川 (内線 39-524)

電話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8513 (直通)

FAX：03-5253-1630